

## [要点]

大日本帝国憲法では天皇が主権者であったが、日本国憲法では国民が主権者である。憲法第1条には、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」と定められている。天皇が行う国会の召集などの形式的な行為を国事行為というが、これを行うには内閣の助言と承認が必要である。

## [要点確認]

大日本帝国憲法では( )が主権者であったが、日本国憲法では( )が主権者である。憲法第1条には、「天皇は日本国の( )であり、日本国民統合の( )であって、この地位は( )の存する日本国民の総意に基く。」と定められている。天皇が行う国会の召集などの形式的な行為を( )というが、これを行うには内閣の( )が必要である。

## [問題]

次の各問いに答えよ。

- (1) 日本国憲法の三大原則の一つに、国の政治のあり方を最終的に決める権限は国民にある、という原則がある。この原則を何というか。
- (2) 憲法の第1条は「天皇は日本国の( )であり日本国民統合の( )であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めている。( )に共通してはいる語句を答えよ。
- (3) 天皇がおこなう憲法で定めのある形式的な行為を何というか。
- (4) 天皇は(3)の儀礼的・形式的な行為を行うが、それには何が必要とされているか。

[解答](1) 国民主権 (2) 象徴 (3) 国事行為 (4) 内閣の助言と承認

## [問題]

次の各問いに答えよ。

- (1) 政治のありかたを最終的に決める権限を何というか。
- (2) 大日本帝国憲法では(A )を主権者としていたが、日本国憲法では(B )を主権者としている。
- (3) 憲法前文には「日本国民は…ここに( )が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…」とある。
- (4) 憲法の第1条は「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は(A )の存する(B )の総意に基く。」と定めている。
- (5) 天皇の国事行為の責任についての責任はどこが負うか。

[解答](1) 主権 (2)A 天皇 B 国民 (3) 主権 (4)A 主権 B 日本国民 (5)内閣

[問題]

憲法で定めた天皇の国事行為を下からすべて選べ。

- ア 国会の召集    イ 法律や条約の公布    ウ 国務大臣の任命  
エ 内閣総理大臣の任命    オ 最高裁判所長官の指名    カ 最高裁判所長官の任命  
キ 外国大使の接受    ク 条約の承認    ケ 法律に代わる勅令の発布  
コ 栄典の授与

[解答]ア, イ, エ, カ, キ, コ

[問題]

次の文のA~Fに適語を入れよ。

天皇は、(A )の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、(B )の指名に基づいて最高裁判所長官を任命する。そのほか、国会の召集や(C )の解散、法律や条約の公布、各国大使・公使の接受など憲法に定められた(D )のみを、(E )の助言と承認によって行う。これは、形式的・儀礼的な行為で、(F )がその責任を負う。

[解答]A 国会 B 内閣 C 衆議院 D 国事行為 E 内閣 F 内閣

[印刷/他のPDFファイルについて]

※ このファイルは、FdText社会(6,600円)の一部をPDF形式に変換したサンプルで、印刷はできないようになっています。製品版のFdText社会はWord(または一太郎)の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

※ 弊社は、FdTextのほかにFdData中間期末過去問(社会・理科・数学)(各18,900円)(Word版・一太郎版)を販売しております。PDF形式のサンプル(全内容)は、

<http://www.fdtype.com/dat/> に掲載しております。

下図のような、[FdData無料閲覧ソフト(RunFdData)]を、Windowsのデスクトップ上にインストールすれば、FdData中間期末・FdData入試の全PDFファイル(各教科約1500ページ)を自由に閲覧できます。次のリンクを左クリックするとインストールが開始されます。

RunFdData(Word版) 【 <http://fddata.deci.jp/lnk/instRunFdDataWDs.exe> 】

RunFdData(一太郎版) 【 <http://fddata.deci.jp/lnk/instRunFdDataTAs.exe> 】

※ダイアログが表示されたら、【実行】ボタンを左クリックしてください。インストール中、いくつかの警告が出ますが、[実行][許可する][次へ]等を選択します。

【イメージ画像】



【Fd教材開発 : URL <http://www.fdtype.com/dat/> Tel (092) 404-2266】